

金融円滑化に対する当金庫の取組状況について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第7条第1項に規定する説明書類

飯塚信用金庫

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下、「金融円滑化法」といいます)」第7条第1項に規定に基づき、次のとおり第1から第6まで概要と実施状況を開示いたします。

<第1> 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令(以下、「府令」といいます)」第6条第1項第1号に規定する金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

金融円滑化法に基づく措置の実施に関する方針として、「中小企業者等の金融円滑化基本方針」を定め、地域のお客様への安定した資金提供は、当金庫の最も重要な社会的使命であると認識し、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまで同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでおります。

また、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等のお申込みがあった場合、お客様の同意を得たうえで、他の金融機関や信用保証協会等との緊密な連携を図りながら金融の円滑化に努めております。

<第2> 府令第6条第1項第2号に規定する金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

営業店においては、お客様から条件変更等の申込みを受けましたら、すべての案件についてお客様毎に「貸付条件の変更等管理シート」を作成し、店内において情報の共有化を図るとともに、実施状況を審査部へ報告しております。

審査部は、営業店からの報告を受け、適切な対応が行われているかを検証するとともに実施状況を集計し、金融円滑化管理責任者に報告しております。

金融円滑化管理責任者は、上記実施状況を常務会および理事会に報告し、金庫全体で把握する体制をとっております。

また、金融円滑化管理が適切に行われているかについて、監査部による監査を実施しております。

<第3> 府令第6条第1項第3号に規定する金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

法施行前からの苦情相談受付ならびにお客様のサポート体制をさらに強化するために、全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置するとともに、金融円滑化対応の責任者および担当者を配備し、真摯に対応いたしております。

また、本部関係部署にも責任者および担当者を配備し、本部関係部署間ならびに本部営業店間の連携を密にして迅速に対応しております。

<第4> 府令第6条第1項第4号に規定する金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

条件変更等を実行した中小企業のお客様に対して、経営改善計画の進捗状況等経営状況を継続的に把握していくとともに、経営に関するご相談にお応えするために、定期的な訪問を実施する体制をとっております。

<第5> 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

別表1をご覧ください。

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権〔債務者が中小企業者である場合〕

<第6> 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

別表2をご覧ください。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

以 上

<第6> 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件 / 百万円)

	平成21年12月末 現在		平成22年3月末 現在		平成22年6月末 現在		平成22年9月末 現在		平成22年12月末 現在		平成23年3月末 現在		平成23年6月末 現在		平成23年9月末 現在		平成24年12月末 現在		平成24年3月末 現在		平成24年6月末 現在		平成24年9月末 現在	
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
貸付けの条件の変更等の 申込みを受けた貸付債権	3	50	18	186	29	328	38	398	42	425	46	452	49	485	62	626	70	708	75	747	79	783	88	869
うち、実行に係る貸付 債権	1	17	12	148	25	285	35	374	38	403	43	434	45	464	55	570	63	645	68	697	73	739	80	823
うち、謝絶に係る貸付 債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債 権	2	32	6	37	2	38	1	19	2	18	1	13	1	2	2	31	1	19	1	6	0	0	2	2
うち、取下げに係る貸 付債権	0	0	0	0	2	4	2	4	2	4	2	4	3	17	5	24	6	43	6	43	6	43	6	43